

## 平成 17 年度食品安全モニターの依頼状況（報告）

### 1 募集結果

平成 17 年度食品安全モニターについては、平成 17 年 2 月 3 日から 21 日の間、募集を行ったところ、1,100 名から応募があった（定員 470 名に対し 2.34 倍）。

### 2 選定結果

応募者の中から、食品安全モニター依頼者 470 名の選定を行った。その内訳は、次のとおりである（別紙参照）。また、これまでに食品安全モニターを経験したことのある依頼者は、143 名である。

・ 男女比率	男 性	1 5 2 名 ( 3 2 . 3 % )
	女 性	3 1 8 名 ( 6 7 . 7 % )
・ 年代比率	2 0 代	2 9 名 ( 6 . 2 % )
	3 0 代	1 1 7 名 ( 2 4 . 9 % )
	4 0 代	1 0 9 名 ( 2 3 . 2 % )
	5 0 代	8 6 名 ( 1 8 . 3 % )
	6 0 代	1 0 8 名 ( 2 3 . 0 % )
	7 0 代	2 1 名 ( 4 . 5 % )

なお、食品安全モニターの選定に当たっての基本的な手順は以下のとおり。

- (1) 食品安全モニターの選定に当たっては、まず、応募理由等から、特に、食品安全モニターへの意欲があり、積極的な活動が期待される方、知識や経験に基づき有益な情報や意見の提供が期待される方の中から、食品安全委員会の各委員が選定の上、決定した。
- (2) さらに、これらの方に加えて、応募者の中から、明らかに資格要件を満たしていない方や必要な記載事項が著しく欠けている方等を除いた上で、地域のバランスや応募者の中の性別・年齢別のバランスなども勘案しながら、抽選により定員を満たすように決定した。
- (3) また、原則として、これまでの食品安全モニター経験者が地域において半数を超えないこととした。

### 3 今後の予定

平成 17 年 4 月 1 日付けで正式な依頼を行う予定としている。

# 平成17年度食品安全モニター依頼者について

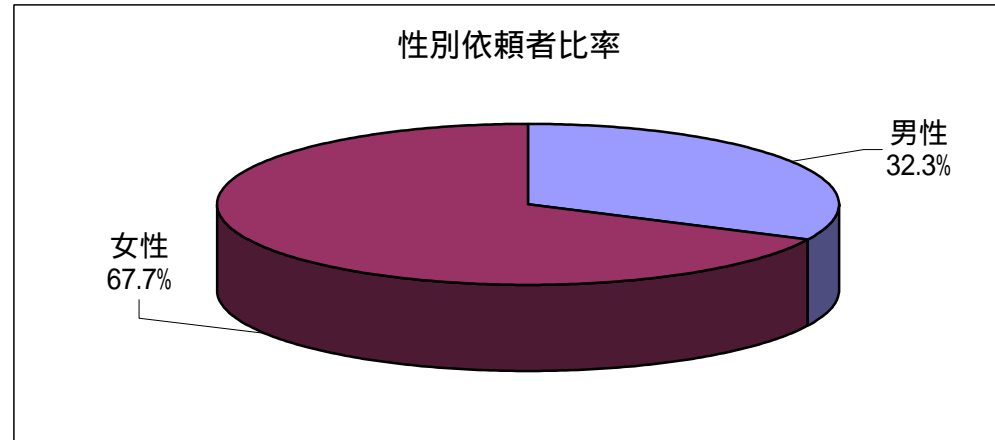
## 食品安全モニター依頼者の内訳

(1) モニター依頼者の男女比率『男性:32%、女性:68%』

(2) モニター依頼者の年代比率『20代:6%、30代:25%、40代:23%、50代:18%、60代:23%、70代以上:5%』

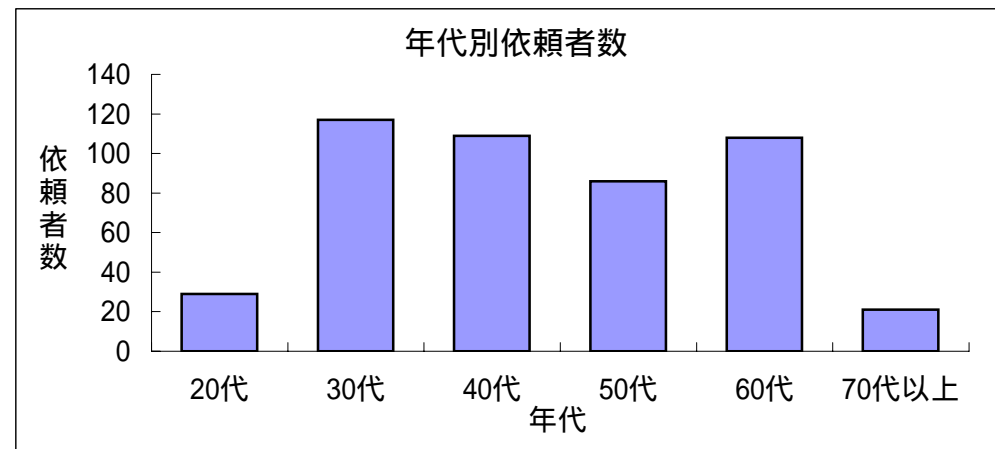
### (1) 性別依頼者数

	性別依頼者数	性別依頼者比率
男性	152	32.3%
女性	318	67.7%
計	470	100.0%



### (2) 年代別依頼者数

	年代別依頼者数	年代別依頼者比率
20代	29	6.2%
30代	117	24.9%
40代	109	23.2%
50代	86	18.3%
60代	108	23.0%
70代以上	21	4.5%
計	470	100.0%



(3) 食品安全モニターを経験したことのある候補者は、143名

## 平成 17 年度食品安全モニターの募集について

### 1 趣旨

食品安全モニター（以下「モニター」という。）は、消費者の方々に日常の生活を通じて、食品安全委員会（以下「委員会」という。）が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性などについて意見等をいただくために、委員会が依頼するものである。その他、地域への情報の提供にも協力いただく。

### 2 食品安全モニターの対象者

モニターに依頼する者については、日本国内に居住している満 20 歳以上で、食品の安全について関心を持ち、食品安全モニター会議に出席可能な者のうち、以下のいずれかの条件を満たしている者を対象とする。ただし、公務員は対象外とする。

大学等で食品に関係の深い学問（医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学、家政学、食品工学、食品に関する社会科学（流通・経営等）等）を修了していること

食品に関係の深い資格（栄養士、管理栄養士、調理師、食品衛生管理者等）を持っていること

食品の安全に関する行政・業務に従事したことがあること

募集人員は 470 名とする。なお、これまでにモニターを経験された方の再選については、募集人員の半数を上限とする。

モニターは、委員会事務局長が依頼し、その期間は、依頼した日から翌年 3 月 31 日までとする。

### 3 食品安全モニターの役割

モニターに対しては、次の事項を依頼する。

食品の安全性に係る調査についての報告

食品安全行政などに関する意見の随時報告

食品の安全性に関する危害情報を入手した場合の情報提供

食品安全モニター会議への出席

その他、委員会が行う食品の安全性に関する情報の提供にも協力をいただく。

### 4 報告等の活用

モニターからの報告については、委員会が食品の安全性の確保に向けた役割を的確に果たしていくための参考とする。

また、随時提出された報告については、整理して、関係行政機関にも送付し、当該関係機関における行政への反映を図るとともに、報告の概要をホームページ等に掲載することにより、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供する。

### 5 今後のスケジュール

募集開始：平成 17 年 2 月 3 日（食品安全委員会ホームページへの掲載等）

募集締切：平成 17 年 2 月 21 日（消印有効）

依頼状発送：平成 17 年 4 月上旬（予定）

依頼期間：依頼した日から平成 18 年 3 月 31 日

モニター募集に関する問合せ先

内閣府食品安全委員会事務局「食品安全モニター」担当 03-5251-9216 ~ 9218

### 6 その他

その他、食品安全モニターの実施に関し必要な事項については、委員会事務局長が別に定めるものとする。